

### 第3回理事長選考あり方検討会議 議事概要

日時	令和6年6月27日(木) 15:00~16:40
場所	副理事長室
出席者	挟間議長、鈴木委員、小宮委員(リモート)、三浦委員、佐藤委員、林委員、水沼委員
事務局	渡邊次長、奥寺総務課長、小野寺局主幹、石岡副課長、荒大学人事係長、今井主事

前回及び前々回の会議における議論の取りまとめとして作成した報告書案について、盛り込むべき内容やより適切な表現等について議論を行った。

#### 1 課題の整理と見直しの方向性について

##### (1) 課題の整理

- ・選考制度の目的や仕組み等については制度設計する大学が周知すべきであるから、選考の仕組みに関する学内外の「理解」との文言ではなく、「認識の共有」とすべき。
- ・透明性を高めるにあたって留意すべき点として、「闇雲に高めるのは適切ではない」という表現は誤解を招かないよう文言を工夫すべき。

##### (2) 検討事項と見直しに関する意見

###### ア 理事長選考会議の組織に関する事項について

###### ①委員総数と学外委員の人数

- ・理事長選考会議の委員がどのように選出されたかは重要な事項なので、その透明性を高める必要についての言及は「付記する」といったような弱い表現とすべきではない。
- ・理事長選考会議委員を選出するため投票をする際には、投票用紙にその理由も併せて書くなど、選出理由を明確化する工夫を検討すべき。

###### イ 選考方法に関する事項について

###### ①理事長候補者の資格基準

- ・これまでの検討会議における議論の意図に沿って、求める理事長の人物像は「その時々の課題を反映した」ものとすべき。
- ・「求める理事長の人物像」の具体的な基準等については、理事長選考会議において検討されるべき。また、基準の例として挙げられている県との関係については、誤解を招かぬよう、「円滑な連携を図り」といった表現にすべき。

###### ②選考方法と意向投票のあり方

- ・令和4年度理事長選考の際に学内外でみられた、意向投票の結果がそのまま理事長選考結果になるのではないかという制度趣旨と異なる認識は、制度は理解していても票数の差により当然そうなるべきという捉え方があったとも考えられる。制度の周知不足にその原因をおくべき。
- ・原因者が一般教職員側にあると捉えられる「理解不足」との文言は適当ではない。
- ・意向投票の役割については、教職員の意向を「把握する」ためという、より客観的な表現とすべき。
- ・本学に所属する教職員の中には、実際には外部病院に配置されて本学

内にいない者もある。現行規定でそれほど問題はないと考えられるが、意向投票の投票資格は再確認すべき。

### ③選考理由の明確化

- ・理事長の選考過程における判断・決定理由の説明に関し、透明性向上を図る議論の趣旨と矛盾するような文言の使用は不適當。

## ウ 選考過程や選考結果等の周知方法に関する事項について

### ①理事長選考会議委員名の公表

- ・令和4年度理事長選考時に、事実としてあった理事長選考会議委員等に対する働きかけについては書いてもいいが、過度に具体的な必要はない。また、委員名の公表のタイミング等は不当な働きかけを防止するためという点を踏まえて決めることとすべき。

### ②選考過程及び候補者関係書類の公表

- ・議論を萎縮させることになってはならないとの趣旨は、「自由闊達な議論を保証するとともに透明性を高めることとのバランスをとる」といった表現にすべき。

## エ 理事長選考関係規程等に関する事項について

- ・関係規程は理事長任期の特例的な延長のほかは実質的な改正はされていないため、「実質的に」の文言を入れるべき。

## オ その他理事長選考に関し、必要と考えられる事項について

### ①ガバナンス・コードとの整合性

- ・本報告書中に「ガバナンス・コード」との文言が数カ所あるが、「ガバナンス・コード」を理解している方は多くないと思われるので、公立大学協会作成の例などを参考資料としてつけるべき。

## 2 理事長選考見直しの提言

- ・現行制度が不公正だと誤解されるような表現は避けるべき。
- ・大学の理念等を参考に、見直しの提言にあたっての前向きな文言を入れるべき。
- ・病院等でも外部委員に提言を求める場が多くあるが、提言の最後に今後の手続を記載しておくのが通常なので、本報告書においても記載すべき。
- ・この提言を受けたあとの法人内部における検討経過や見直しの結果についても公表することを希望する。

### (1) 理事長選考会議の組織に関する事項

- ・理事長選考会議の委員人数については、現人数（6人）で「特に問題は認められない」と表現することが適當である。

### (2) 選考方法に関する事項

#### ①理事長候補者の資格基準

- ・1 (2) イ①に合わせて、求める理事長の人物像は「その時々課題を反映した」との表現にすべき。

#### ②選考方法と意向投票のあり方

- ・意向投票についての記載は、この検討会議として意向投票を重要と認識している旨を表現した、前向きなものとするべき。
- ・「演説」という言葉は近年ではあまり使われない面があるので、「演説

会」ではなく「教職員が候補者の主張を知ることができる機会」とすべき。また、仕事が忙しくともオンライン等で見ようと思えば見られる環境を作る姿勢は重要。

**③選考理由の明確化**

- ・ 1 (2) イ③と同様に、透明性向上を図る議論の趣旨と矛盾するような文言の使用は不適當。また、選考結果が意向投票の結果と異なる場合は特に説明をすべきとのメッセージを入れるべき。

**(3) 選考過程や選考結果等の周知方法に関する事項**

**①理事長選考会議委員名の公表**

※特になし

**②選考過程及び候補者関係書類の公表**

- ・ 仮に理事長選考会議が、ある候補者について理事長として不適當と考えた場合でも、当該候補者を認めないことができる直接の規定はない。一方、資格要件を満たさない候補者であれば形式面から認めないことができると思われる。

**(4) 理事長選考関係規程等に関する事項**

※特になし

**(5) その他**

※特になし